

大津市請負工事成績評定 実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

大津市総務部契約検査課

大津市請負工事成績評定実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、大津市が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に係る技術水準の向上ならびに受注者の適正な選定および指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として、当初請負金額が大津市契約規則第18条第1項第1号に規定する額を超える請負工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、大津市工事検査要綱第3条に定める検査員等及び大津市建設工事監督要綱第4条に定める監督員並びに主任監督員又は総括監督員とする。

2 評定者となる総括監督員がある場合は、主任監督員と協議のうえ評定を行うものとする。

(成績評定の時期)

第4条 成績評定の時期は、検査員等にあつては検査のつど、総括監督員、主任監督員及び監督員にあつては、原則として完成検査及び出来形検査の時とする。

(成績評定の方法)

第5条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は工事の完成検査、出来形検査又は中間検査のとき、それぞれ行うものとする。
なお、完成検査の評定に当たっては、出来形又は中間検査で行った評定を勘案した総合評定で行うものとする。

4 評定に当たっては、「出来形および品質のばらつきの考え方」（様式乙第1号）及び「施工プロセスのチェックリスト」（様式乙第2-1号又は様式乙第2-2号）を考慮するものとする。また、受注者が当該工事における実施状況における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、様式乙第3-1号及び様式乙第3-2号もしくは様式乙第3-3号及び様式乙第3-4号により提出できるものとし、「高度技術（当初請負金額500万円未満の土木工事に限る）」に関しては、様式乙第4-1号及び様式乙第4-2号により提出できるものとし、それぞれ提出のあった場合はこれも考慮するものとする。

5 工事成績の採点は、当該工事に適用する考査項目別運用表に基づき「工事成績評定表」（様式甲第1-1号又は様式甲第1-2号）により行うものとする。

6 細目別評定点の算出は「細目別評定点採点表」（様式甲第2—1号又は様式甲第2—2号）により行うものとする。

7 評定結果は「工事成績評定表」（様式甲第3号）に記録するものとする。

（評定の結果通知）

第6条 市長は、大津市工事検査要綱第18条の規定に基づく評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第7条 評定の結果の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に市長に対し、評定の内容について書面で説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、工事成績評定結果についての回答書（様式甲第4号）により回答するものとする。

（評定の結果の公表）

第8条 市長は、大津市工事検査要綱第18条の規定に基づき受注者に評定の結果を通知した工事について、通知後、速やかに公表するものとする。

2 前項の公表は、工事成績評定結果一覧表（様式甲第5号）を、月毎にまとめて総務部契約検査課において閲覧に供することにより行うものとする。

3 公表の期間は、工事完成年度の翌年度末までとする。

付 則

（施行期日等）

1 この要領は、令和4年10月1日から施行し、令和5年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事から適用する。

（経過措置）

2 この要領の適用日以前に契約された請負工事の成績評定は、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。